

別紙様式第二十一号の六（第二百四十六条の二十七、第二百四十六条の二十八関係）

（日本産業規格 A 4）

金融商品取引業者が行う海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

金融庁長官  
財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号  
住所又は所在地  
商 号  
又は名称  
氏 名  
（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 法第63条の9第1項又は第7項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

金融商品取引法第63条の11第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

1 業務の種別

業務の種別			主たる営業所又は事務所の電話番号	ホームページアドレス
運用	募集	私募		

（注意事項）

「業務の種別」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

2 海外投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況

出資対象事業持分の名称	出資対象事業持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別（運用・募集・私募の別）
		（商品分類）	（内容）	

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
  - 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。
  - 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
  - 4 「業務の種別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。
- 3 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。